

Hong Kong Tax Alert

14 December 2022

2022 Issue No. 20

2022年12月14日、国外源泉所得非課税制度(FSIE税制)の修正法案が立法会における第三回の審議を通過

2022年12月14日、香港の国外源泉所得非課税制度(以下、「FSIE税制」)の修正を目的とした、2022年度内国歳入法の改正法案(特定国外源泉所得に対する課税、以下、「法案」)が立法会における第三回の審議を通過しました。可決された本法案は、12月23日(金曜日)の政府官報に掲載され、正式な香港の法律(以下、「新法」)となります。

第三回の審議では、立法会委員会での修正(以下、「CSAs」)を受けて提案された内容にて、可決されました。原法案及びCSAsの内容についての詳細な説明やコメントに関しては、弊事務所の発行した2022年[11月11日号](#)、[11月17日号](#)のタックスアラートをご参照ください。

本稿では、法案の審議過程に香港政府によって定められた新法の特定の条項に関して説明いたします。特に、資本参加免税要件の下で譲渡益や配当金への「課税対象」条件として15%以上の「適用税率」が求められますが、当該「適用税率」は香港域外で当該所得に対して課される「実際の税率」ではなく、「標準税率」と解釈される点に留意すべきです。

修正FSIE税制による事業への影響を検討される場合、ご担当の税務専門家にご相談ください。

修正FSIE税制の概要

修正FSIE税制では、特定の国外源泉所得、すなわち利息収入、配当金、知的財産の使用から得られる収益(以下、「IP収益」)、株式持分に係る譲渡益(以下、「譲渡益」)は、香港で受け取った場合に香港源泉と見なされ、事業所得税が課されます。ただし、このみなし規定は、香港にて貿易、サービス又は事業を行っている多国籍企業(以下、「MNE」)にのみ、適用となります。

当該みなし規定が適用されたとしても、当該MNEが香港の非IP収益に対する経済的実体要件(以下、「ESR」)、又はIP収益のネクサス要件を満たしている限り、関連する所得は修正FSIE税制の下で引き続き課税がされません。配当金や譲渡益については、ESRの充足の代わりに、資本参加免税要件が満たされた場合においても、修正FSIE税制の下で課税が免除されます。

修正FSIE税制は、2023年1月1日以降に香港にて発生して受領される特定の国外源泉所得に適用されます。関連する所得は、発生した時点ではなく、香港で受領した、又は受領したと見なされた時点で修正FSIE税制の下で課税されます。

法案審議の過程における新法の特定の条項についての明確化

法案が立法会による審議を受けるにあたり、さまざまな利害関係者が立法会の法案委員会に提案をしました。法案の特定の条項に関する懸念と、それに対する政府側の返答を以下でご説明します。

「課税対象」条件として標準税率の採用

上記資本参加免税の要件は、「課税対象」条件として、国外源泉の配当金や譲渡益について、国外源泉地の事業所得税と実質的に同じ性質の適格な類似税が15%以上の税率(適用税率)にて課されることです。

そうでなければ、国外源泉の配当金や譲渡益は、免税から修正FSIE税制の下での課税対象に切り替わり、当該収益に関して支払った外国税額の支払いが、同じ所得に対して香港で支払うべき事業所得税から控除されます(スイッチオーバー・ルール)。

検討の時点では、内国歳入局(以下、「IRD」)は、実務ガイドにおいて、適用税率とは源泉地の法人税の標準税率を指すのではなく、関連する収益に課される実際の税率を指すと説明していました。

実際の税率によるアプローチでは、特定の国外源泉所得が譲渡益である場合に、「課税対象」条件を満たさない可能性が高いものでした。これは、多くの国・地域において譲渡益に課される源泉徴収税率は15%未満(例えば、譲渡益に対する源泉徴収税は中国本土で10%)であるか、又は包括的な二重課税防止協定(以下、「CDTA」)の下で非課税となる可能性があるためです。

このような結果は、アジア地域のMNEにとって、香港が効果的な投資保有のプラットフォームとしての地位を維持するのに役立ちません。そのため、EYを含む多くの利害関係者は、「実際の税率」アプローチではなく、「標準税率」アプローチを採用するよう政府に求めました。

その後、香港政府は欧州連合(以下、「EU」)と協議の上、「標準税率」アプローチを採用することを確認しましたが、新法の関連規定においても、法案と同様、スイッチオーバー・ルールとして15%以上の「適用税率」にて課税されることが条件となります。

しかし、香港政府は、当該所得が特別税制の下で主税制よりも低い税率で課税され、その低い税率が該当する国・地域にて実質的な活動を行うための優遇税制ではない場合、「適用税率」は当該特別税制で定められた最高税率となるとも示しています。

IRDは、実務解釈方針(以下、「DIPN」)又は修正FSIE税制に関するさらなる実務ガイダンスを発行し、新法の「適用税率」が、国外源泉地の関連する法人税の標準税率を参照して、どのように解釈されるかを説明することを予定しています。

実際、IRDの副局長(技術事務)が最近行ったセミナーでは、香港とCDTAを締結している国・地域において配当金に課される源泉徴収税率が10%であるとしても、標準税率が20%であれば、「課税対象」条件は満たされるということを設例を通じて説明しています。

同じ理屈で、譲渡益に対する源泉徴収税率が国外源泉地において15%未満の場合でも、その源泉地の標準税率が15%以上であれば、「課税対象」条件が満たされると考えられます。

MNE事業体を「代行する(act for)」ことによってMNE事業体となるとは

法案で「MNE事業体」という用語は、「MNEグループである、又はそれを代行する法人である...」と定義されています。そのため、MNEグループの独立した代理店は、その代理店自体はMNE事業体でなくても、修正FSIE税制の対象となるMNE事業体と見なされるのではないかという懸念がありました。

政府は「MNE事業体」の定義に含まれる「代行する(act for)」という表現が、信託契約などの特定の取決めのみを対象としており、その活動自体が「MNE事業体」を構成するものであると考えています。例えば、このような信託契約の場合、内国歳入法(以下、「IRO」)において、信託は納税者として明確に定義されていないため、修正FSIE税制の下での対象納税者は、このような信託契約を代行する受託者となります。

IRDは利害関係者の懸念を払拭するために、「代行する(act for)」という用語の通常の意味は、「権限のある代表、又は公式な代表として機能すること」のみを意味すると説明しています。したがって、サービスプロバイダーが単にMNE法人にサービスを提供するだけであれば、「代行する(act for)」場合に該当しません。MNEグループ又はMNEグループに含まれる事業体のみにサービスを提供する独立したサービスプロバイダーを、修正FSIE税制の適用範囲に含めることは、立法上の意図ではありませんでした。

何が「利息」で何が「配当金」であるかは事実の問題

政府は、ある所得が実質的に「配当金」であるか、又は「利息」であるかを判断する際には、単に所得の名目を検討するのではなく、取引に関するすべての事実と状況を検討しなければならないことを示しました。

一般的に「配当金」とは、会社の株式に対して、一定期間の利益の一部を支払うことを指します。したがって、パートナーシップ、投資信託、非法人からの分配金、支店収益の本社への送金は含まれません。

「利息」とは、一般的に、金銭の使用に対して支払われる対価を指しており、そのような使用が剥奪されることに対しての補償という性質があります。

純粹持株会社(以下、「PEHE」)は、株式投資に向けての借入は可能であるものの、金銭ローンの提供やグループのキャッシュ・プーリング契約への参加は認められていない

PEHEが行うことのできる活動や、PEHEとしての地位を損なわずに得られる付随的な所得の種類に関する質問に対して、政府は、PEHEは他企業の株式の保有のみを行い、それによって配当金、譲渡益、又はその株式の取得、保有、売却に付随する所得のみを得ると述べました。

また、政府は株式投資に向けた資金調達のために借入を行い、その借入から生じる付随的な収益(為替差益など)を得ることで、PEHEとしての資格を失うことはないことを明確化しました。

ただし、(i) 利子の有無にかかわらず被投資会社に金銭ローンを提供する、(ii) 国外源泉の配当金から生じた剰余金を同グループのトレジャリー会社に貸与する、又は(iii) 当該余剰金を使ってグループのキャッシュ・プーリング契約へ参加して利息収入を得る、などの活動のいずれかを行う場合には、PEHEとしての地位を損ないます。

PEHEは、緩和されたESRを満たす代わりに、非PEHEに適用される通常のESRの充足を選択することは認められない

香港を拠点とするMNEグループの多くは、オフショア投資持株会社(ケイマン諸島や英領バージン諸島で設立された会社など)を通じて海外の株式投資を保有しています。

このような持株会社は、IROのセクション14に基づいて香港で事業を行っていると見なされる場合がありますが、必ずしも香港での事業登録が必要ではないという見解もあります。これは、商業登記条例の下での「事業」に対する定義が、明らかにより活発な事業を指しており、IROの定義よりも狭いと考えられるからです。

そのため、一部の利害関係者は、そのようなオフショア投資持株会社が、香港の事業登録をしなかつただけで、PEHE向けの緩和されたESRを満たさなくなるかどうかという質問をしました。

また、当該利害関係者は、PEHEが緩和されたESR又は非PEHEに適用される通常のESRのいずれかを満たす場合、修正FSIE税制の下で免税の対象となるかどうかという質問をしました。

これに対し政府は、PEHEは、関連するEUのガイダンスの要件である緩和されたESRを満たす必要があり、その代わりに非PEHEに適用される通常のESRを選択することはできないと述べました。さらに、IROの下で香港で事業を行うPEHEは、非PEHE向けの通常のESRを満たすことができるため、緩和されたESRを満たすことは難しくないはずとも述べました。

税額控除は「所得別」に計算される

納税者が税額控除の限度額を計算する際に、異なる種類の特定の国外源泉所得に関して支払った外国税額を合算すること(すなわち、外国税額控除のプーリング)が認められるかどうかという質問が多くの利害関係者より寄せられました。

これに対して政府は、現行の税額控除制度で採用されているアプローチと同様に、修正FSIE税制では税額控除が「所得別」に計算されることを明らかにしました。

その他的一般的な関心事項は、IRDのガイダンスやDIPNIによって明確化される予定

香港政府は、IRDが発行する追加ガイダンスやDIPNIにおいて、次の事項を含むさらなる説明や設例を提供することを示しました。

- (i) 特定の国外源泉所得を「香港にて受領した」と見なす場合
- (ii) 緩和されたESRにおいて「株式持分の保有・管理」に該当する活動
- (iii) 修正FSIE税制の下で譲渡益を計算する際に、株式投資のみなし原価を2022年12月31日時点の公正な市場価格に引き直す可能性

また、「香港にて受領した」の定義について、副局長(技術事務)は上記セミナーにおいて、特定の未送金の国外源泉所得を香港に送金せずに株主の海外銀行口座に入金した場合、IRDは当該所得を修正FSIE税制の下で「香港にて受領した」とは見なさないことも示しました。つまり、当該特定の国外源泉所得は、香港での取引、サービス又は事業に関連して生じた負債の履行に利用されたものと見なされません。

論評

立法過程で上記のように明確になったとはいえ、新法の特定の条項が実際にどのように解釈して適用されるかは、依然として複雑です。修正FSIE税制による事業への影響を検討される場合、ご担当の税務専門家にご相談ください。

Hong Kong office

Jasmine Lee

Managing Partner, Hong Kong & Macau

27/F One Taikoo Place, 979 King's Road, Quarry Bay, Hong Kong

Tel: +852 2846 9888 Fax: +852 2868 4432

Non-financial Services				Financial Services				
Wilson Cheng Tax Leader for Hong Kong and Macau +852 2846 9066 wilson.cheng@hk.ey.com				Paul Ho Tax Leader for Hong Kong +852 2849 9564 paul.ho@hk.ey.com				
Business Tax Services / Global Compliance and Reporting				Business Tax Services / Global Compliance and Reporting				
Hong Kong Tax Services				Hong Kong Tax Services				
Wilson Cheng +852 2846 9066 wilson.cheng@hk.ey.com	Tracy Ho +852 2846 9065 tracy.ho@hk.ey.com	Jennifer Kam +852 2846 9755 jennifer.kam@hk.ey.com	Paul Ho +852 2849 9564 paul.ho@hk.ey.com	Ming Lam +852 2849 9265 ming.lam@hk.ey.com				
May Leung +852 2629 3089 may.leung@hk.ey.com	Ada Ma +852 2849 9391 ada.ma@hk.ey.com	Ricky Tam +852 2629 3752 ricky.tam@hk.ey.com	Sunny Liu +852 2846 9883 sunny.liu@hk.ey.com	Helen Mok +852 2849 9279 helen.mok@hk.ey.com				
Grace Tang +852 2846 9889 grace.tang@hk.ey.com	Karina Wong +852 2849 9175 karina.wong@hk.ey.com	Leo Wong +852 2849 9165 leo.wong@hk.ey.com	Customer Tax Operations and Reporting Services					
Joy Chen (Family Office) +852 2846 9688 joy.chen@hk.ey.com			Anish Benara +852 2629 3293 anish.benara@hk.ey.com	US Tax Services				
China Tax Services				Camelia Ho +852 2849 9150 camelia.ho@hk.ey.com	Michael Stenske +852 2629 3058 michael.stenske@hk.ey.com	International Tax and Transaction Services		
Ivan Chan +852 2629 3828 ivan.chan@hk.ey.com	Lorraine Cheung +852 2849 9356 lorraine.cheung@hk.ey.com	Sam Fan +852 2849 9278 sam.fan@hk.ey.com	Becky Lai +852 2629 3188 becky.lai@hk.ey.com	Carol Liu +852 2629 3788 carol.liu@hk.ey.com	China Tax Services			
Vincent Hu +852 3752 4885 vincent-wh.hu@hk.ey.com	Ernest Wong +86 21 2228 5808 ernest.wong@cn.ey.com	Cecilia Feng +852 2846 9735 cecilia.feng@hk.ey.com	International Tax Services					
International Tax and Transaction Services				Sophie Lindsay +852 3189 4589 sophie.lindsay@hk.ey.com	Stuart Cioccarelli +852 2675 2896 stuart.cioccarelli@hk.ey.com	Transfer Pricing Services		
International Tax Services		Transfer Pricing Services		Rohit Narula +852 2629 3549 rohit.narula@hk.ey.com	Adam Williams +852 2849 9589 adam-b.williams@hk.ey.com	Transfer Pricing Services		
Jo An Yee +852 2846 9710 jo-an.yee@hk.ey.com	Sangeeth Aiyappa +852 2629 3989 sangeeth.aiyappa@hk.ey.com	Martin Richter +852 2629 3938 martin.richter@hk.ey.com	Kenny Wei +852 2629 3941 kenny.wei@hk.ey.com	Ka Lok Chu +852 2629 3044 kalok.chu@hk.ey.com	Justin Kyte +852 2629 3880 justin.kyte@hk.ey.com	Transaction Tax Services		
David Chan +852 2629 3228 david.chan@hk.ey.com	Jane Hui +852 2629 3836 jane.hui@hk.ey.com	Eric Lam +852 2846 9946 eric-yh.lam@hk.ey.com	Qiannan Lu +852 2675 2922 qiannan.lu@hk.ey.com	Rohit Narula +852 2629 3549 rohit.narula@hk.ey.com	Transaction Tax Services			
People Advisory Services						Asia-Pacific Tax Centre		
Tax Technology and Transformation Services		International Tax and Transaction Services			Indirect tax			
Agnes Fok +852 2629 3709 agnes.fok@hk.ey.com		US Tax Desk		Shubhendu Misra +852 2232 6578 shubhendu.misra@hk.ey.com				
Robert Hardesty +852 2629 3291 robert.hardesty@hk.ey.com		Jeremy Litton +852 3471 2783 jeremy.litton@hk.ey.com	Peggy Lok +852 2629 3866 peggy.lok@hk.ey.com	Andy Winthrop +852 2629 3556 andy.p.winthrop@hk.ey.com				
Albert Lee +852 2629 3318 albert.lee@hk.ey.com		Winona Zhao +852 2515 4148 winona.zhao1@hk.ey.com	Operating Model Effectiveness					
		Alice Chung +852 3758 5902 alice.chung@hk.ey.com	Edvard Rinck +852 9736 3038 edvard.rinck@hk.ey.com	Tax and Finance Operate				
		Tracey Kuuskoski +852 2675 2842 tracey.kuuskoski@hk.ey.com						

EY exists to build a better working world, helping to create long-term value for clients, people and society and build trust in the capital markets.

Enabled by data and technology, diverse EY teams in over 150 countries provide trust through assurance and help clients grow, transform and operate.

Working across assurance, consulting, law, strategy, tax and transactions, EY teams ask better questions to find new answers for the complex issues facing our world today.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients. Information about how EY collects and uses personal data and a description of the rights individuals have under data protection legislation are available via ey.com/privacy. EY member firms do not practice law where prohibited by local laws. For more information about our organization, please visit ey.com.

About EY's Tax services

Your business will only succeed if you build it on a strong foundation and grow it in a sustainable way. At EY, we believe that managing your tax obligations responsibly and proactively can make a critical difference. Our 50,000 talented tax professionals, in more than 150 countries, give you technical knowledge, business experience, consistency and an unwavering commitment to quality service – wherever you are and whatever tax services you need.

© 2022 Ernst & Young Tax Services Limited.
All Rights Reserved.

00765-226Jpn ED None.

This material has been prepared for general informational purposes only and is not intended to be relied upon as accounting, tax, legal or other professional advice. Please refer to your advisors for specific advice.

ey.com/china



Follow us on WeChat
Scan the QR code and stay up-to-date
with the latest EY news.